

津幡町告示第 7 7 号

津幡町能登創生住まい支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町能登創生住まい支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年能登半島地震（以下単に「地震」という。）の被災者の住まい再建のため、町内で住宅を新築、購入又は修繕する世帯に対して、予算の範囲内において津幡町能登創生住まい支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、津幡町補助金交付規則（昭和 4 3 年津幡町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内において、自らが居住するための一戸建ての建築物（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 修繕 能登創生住まい支援金実施要領（令和 7 年石川県）別紙「能登創造的復興支援交付金事業」を活用した住まいの修繕に関する基本指針に合致するもので、住まい再建のために行う住宅の修繕等の工事又は町内にある納屋等を住宅として活用するための工事をいう。
- (3) 子育て世帯 申請時点において、保護者が現に養育している児童（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者とする。）がいる世帯をいう。

(支援金の交付対象世帯)

第 3 条 支援金の交付対象となる世帯（以下「交付対象世帯」という。）は、町長から地震による罹災証明書（被害の程度が準半壊に至らない世帯を除く。）の交付を受けた世帯（被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 2 条第 2 号ロ及びハに掲げる世帯の者を含む。）で、地震後に本町の区域内において住宅の新築、購入又は修繕を行った世帯とする。ただし、罹災証明書の被害の程度が準半壊である世帯（以下「準半壊世帯」という。）については、子育て世帯で住宅の修繕を行った世帯に限る。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号のうち最も低い金額とする。ただし、支援金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 次のいずれかに掲げる支援上限額

ア 新築又は購入を行った世帯（イに掲げるものを除く）	200万円
イ 子育て世帯で新築又は購入を行った世帯	300万円
ウ 修繕を行った世帯（エ及びオに掲げるものを除く）	100万円
エ 子育て世帯で修繕を行った世帯（オに掲げるものを除く）	125万円
オ 準半壊世帯かつ子育て世帯で修繕を行った世帯	25万円

(2) 工事費又は取得費の10パーセントの額

(3) 工事費又は取得費から被災者生活再建支援法第3条第2項及び第5項に規定する加算支援金又は津幡町被災者生活再建支援補助金交付要綱（令和5年津幡町告示第70号）の別表に規定する加算支援補助金、令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金交付要綱（令和6年石川県）に基づく給付金及び災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理で支援を受けた額を控除した額

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、津幡町能登創生住まい支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 町長が交付する罹災証明書の写し
- (2) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票の写し（続柄の記載があるもの）
- (3) 新築、購入又は修繕に関する契約書等の写し
- (4) 申請者名義の預金通帳等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請は、令和10年3月31日までにしなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、津幡町能登創生住まい支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは理由を付して津幡町能登創生住まい支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

2 町長は、前項に規定する交付決定の取消しを行った場合は、その旨を津幡町能登創生住まい支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項に規定する交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、この要綱の失効の日までになされた手続については、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

津幡町能登創生住まい支援金交付申請書兼請求書

（宛先）津幡町長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

津幡町能登創生住まい支援金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

（申請内容）

罹災証明書の 被害の程度等	☐ 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 ☐ 準半壊 ☐ 長期避難 ☐ 半壊解体		
再 建 先 住 所	〒 ー 津幡町		
再 建 先 に 入 居 す る 世 帯 員	氏 名	続 柄	生 年 月 日
再 建 方 法	☐ 新築・購入 ☐ 修繕		
契 約 年 月 日	年 月 日		
交付申請額（請求額） ※裏面交付額算定表により算出		円	

（振込先口座）

振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座種類	普通 ・ 当座		口座番号
	フリガナ			
	口座名義			

（裏面へ）

(裏)

津幡町能登創生住まい支援金交付額算定表

1 申請者氏名 _____

2 交付額算定

以下の表より算出した①～③のうち、最も低い金額

	項目		金額		町確認欄	
①	上限額	被害の程度等	再建方法	いずれかに○		□
		全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 長期避難 半壊解体	新築・購入	2,000,000円		
			新築・購入（子育て世帯）	3,000,000円		
			修繕	1,000,000円		
			修繕（子育て世帯）	1,250,000円		
		準半壊	修繕（子育て世帯）	250,000円		
④	工事費又は取得費（被災宅地等復旧支援事業・住宅耐震化促進事業の補助対象工事費を含まない）		円		□	
⑤	④工事費又は取得費の10%		円		□	
⑥	被災者生活再建支援金【加算支援金】		円		□	
	又は 津幡町被災者生活再建支援補助金【加算支援補助金】		円			
⑦	自宅再建利子助成金		円		□	
⑧	災害救助法に基づく住宅の応急修理による支給額 （修繕の場合のみ）		円		□	
⑨	工事費又は取得費から既存制度の受給実績を控除した額 ④－（⑥＋⑦＋⑧）		円		□	

(確認事項)

記載された個人情報について、本支援策と同様の事業を実施する関係機関に提供すること及び関係機関に提出された申請書等の情報を収集することについて	□ 同意します
--	---------

(添付書類)

- ☐ 町長が交付する罹災証明書の写し
- ☐ 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票の写し（続柄の記載があるもの）
- ☐ 新築、購入又は修繕に関する契約書等の写し
- ☐ 申請者名義の預金通帳等の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長

津幡町能登創生住まい支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金について、津幡町能登創生住まい支援金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記金額を交付することを決定しましたので通知します。

記

交付決定金額 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長

津幡町能登創生住まい支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金については、次の理由により交付しないことを決定しましたので、津幡町能登創生住まい支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長

津幡町能登創生住まい支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記支援金については、津幡町能登創生住まい支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり取り消しましたので、当該支援金を返還するよう通知します。

記

1 取消理由

2 取消額

3 返還額

4 返還期限